

## 第 11 回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成 30 年 4 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  |         | 議事録署名者の指名について                               |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について                                   |
| 日程第 3  | 報第 21 号 | 農地所有適格法人の報告等について                            |
| 日程第 4  | 報第 22 号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消について                       |
| 日程第 5  | 議第 77 号 | 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 6  | 議第 78 号 | 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 7  | 議第 79 号 | 農地法第 5 条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7  | 議第 80 号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について             |
| 日程第 8  | 議第 81 号 | 農用地利用集積計画の決定について                            |
| 日程第 9  | 議第 82 号 | 農用地利用集積計画 (農地中間管理事業) の決定について                |
| 日程第 10 | 議第 83 号 | 農用地利用配分計画 (案) について                          |

○本日の会議に出席した委員 (議席順)

谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、下田初秋、道上 修、清水直喜中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

村上真由美、伊藤善明、

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：林義一、書記：清水信行、脇坂光生、田中裕、西本泰輝、水橋靖、北村鋭、下畑英史、野畑清明、川上富之、木戸脇良昭、尾形博司、飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、畜産課長：丸山浩一、農地相談員：森本和彦

職務代理

ただいまより第11回高山市農業委員会を開催いたします。  
本日は、12番伊藤委員、1番村上委員より欠席報告をいただいておりますが、現在の本出席委員は、19名中17名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。  
続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

ご苦労様でございます。  
いよいよ暖かくなりました。いろいろな作物が例年より進んでいます。リンゴの花も今満開で、非常に早い開花となっています。昨年は連休明けに満開だった記憶があります。湿度も20%を切るくらい乾燥していて、稲苗もよく乾きますし、野菜の苗物を管理してみえる農家は、非常に管理が大変かと思えます。  
話は変わりますが、先日認定農業者の研修会の時、農家の作業中の事故が非常に多いということでした。自分も昨年の今頃、作業をあわてて、事故をおこした苦い経験がありましたが、春先の事故は1年間影響します。どうか皆様も、農作業はあわてず、怪我には充分気をつけて作業を行ってほしいと思います。  
本日も、いろいろ議題がありますが、皆様と一緒に協議をいきたいと思っております。どうか宜しく願います。

職務代理

ありがとうございました。  
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。  
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 4番 岩本委員と、5番 山下委員を指名しますので  
お願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第21号 農地所有適格法人の報告等について  
を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

林農地 主 事 それでは、日程第3 報第21号 農地所有適格法人報告書の提出  
状況について報告いたします。

今回は53法人のうち9法人についての報告となります。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、  
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、9件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第22号 農地法の規定に基づく許可  
処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

|       |  |
|-------|--|
| 木戸脇書記 | <p>今回1件の上程です。</p> <p>(取消す許可の種類と時期、取消す理由を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>取消し地の一部について、後の第5条において事業者等の変更として申請が出ています。</p> <p>以上、1件報告いたします。</p>   |
| 議長    | <p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議第77号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>   |
| 木戸脇書記 | <p>今回は、5件の上程です。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所の現地写真を写し、地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>2番案件の受人については、先月の当委員会において利用権設定にて解除条件付で農地の貸借許可を受けたことで最低経営面積要件を満たしており、また解除条件とされる農地管理に係る地域活動への参加をされていることを確認しています。</p> <p>3番案件の受人は3条の農地取得要件とする最低経営面積を満たしていませんが、特例要件の「その位置形状からその隣接する農地と一体として利用しなければ困難である場合」に該当するものとして移転可能と考えます。</p> <p>以上、5件、田畑10筆で合計 4,985 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長    | <p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>   |

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第78号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 今回は、11件の上程です。

書 記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所の現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また既転用案件については追認を求める旨、農振除外案件については適用年度及び目的を説明)

以上、11件、田畑14筆で 計 8,186.3㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第79号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 本日の上程は当初17件として議案送付いたしましたが、11番

|        |   |
|--------|---|
| 書記     | <p>案件については、昨日申請者より取下願いが提出されましたので議案より削除をお願いします。</p> <p>当5条においても農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所の現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また既転用案件については追認を求める旨、農振除外案件については適用年度及び目的を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>8番から10番については、先の報告案件に伴う事業目的の変更としての申請です。</p> <p>以上 取下げにより16件、田畑32筆、6,763.1㎡についてご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長     | <p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| 議長     | <p>異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第8 議第80号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>   |
| 木戸 脇書記 | <p>今回は3件の上程です。</p> <p>(各案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)</p> <p>以上3件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>  |
| 議長     | <p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>  |

議 長 異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第81号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は38件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(1番から38番について受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)

以上、田畑78筆 82,448㎡についてご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第82号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は11件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑30筆 36,056㎡について、いずれも新規11年の賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認といたします。

続きまして、日程第 1 1 議第 8 3 号 農用地利用配分計画（案）について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は 3 0 件についての上程です。

（受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明）

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農用地利用配分計画（案）について、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第 1 1 回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 3 0 分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

岩本 洋子 委員

---

山下 義隆 委員

---